

令和6年4月23日
庁議資料

令和5年度工事成績評定の結果について（報告）

令和5年度に完了検査を合格した狛江市発注工事における工事成績評定の結果について、狛江市工事成績評定規程(平成25年規程第5号)第10条第3項の規定に基づき、以下のとおり報告をいたします。

工事主管課別工事成績評定の実施件数

工事主管課名	件数
施設課	12件（13件）
下水道課	4件（6件）
整備課	11件（9件）
その他	1件（0件）
合計	28件（28件）

工事成績評定の結果

契約の適正な履行を確保するため、厳正かつ公平を旨として検査を実施し、130万円を超える請負工事について、監督員及び検査員が厳正かつ公平に工事成績評定を行った。

（1）令和5年度の検査における重点項目

①適切な施工体制の確認

指摘事項も減少しており、内容も軽微なものになってきている。令和6年度以降は、建設業における時間外労働の上限規制が適用されることもあり、法改正が実施された際にどのように現場で管理していくかが重要になっていくことから、施工体制の管理方法について、今後も注視していく必要がある。

②適切な廃棄物処理の確認

不適切な案件は見受けられなかったが、令和6年6月より資源有効利用促進法省令が改正され、建設発生土においても、元請負事業者到最后搬出先までの確認を義務付けるようになり、それに伴い東京都においても、リサイクルガイドラインを令和6年4月に改定する等、今以上に厳格な管理を要求されており、適切な処理にむけて、今後も注意深く管理・確認していく必要がある。

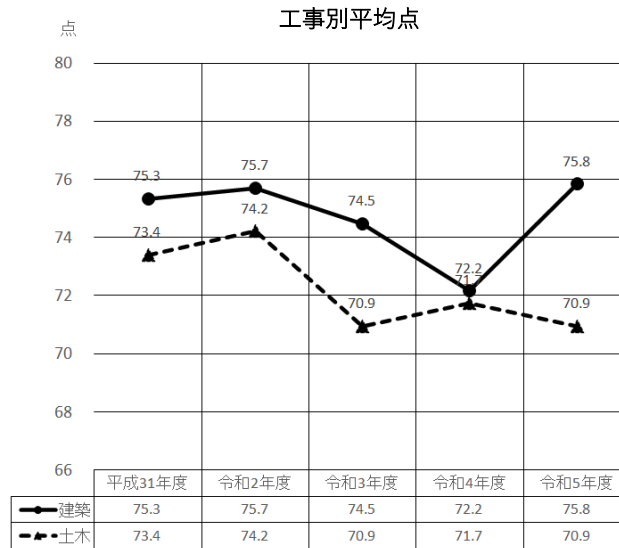
③中間検査や確認検査の活用

施工中の現場状況を見ることで、受注者の現場での苦慮や創意工夫についても評価することができ、工事成績評定の適切な判断にもなり、工事の安全管理や品質向上の重要な機会として今後も活用していく必要がある。

(2) 工事成績評価について

表1 工事成績評価の推移

総合評定点	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
80点以上	2件	4件	0件	0件	1件
75点～79点	14件	13件	14件	7件	9件
70点～74点	8件	12件	19件	13件	11件
65点～69点	2件	2件	6件	8件	7件
60点～64点	1件	0件	0件	0件	0件
60点未満	0件	0件	0件	0件	0件
計	27件	31件	39件	28件	28件
平均点	74.0点	75.0点	72.8点	71.9点	73.0点
最高点	80点	85点	79点	78点	80点
最低点	63点	68点	66点	65点	66点



土木…道路、公園、下水道を含む

表1より、令和5年度の総合評定点の平均点は73.0点であり、昨年度より1.1点上昇している。昨年に比べ75点以上の高評価な工事が多くなったことが全体的な評価が上がった原因となっている。

しかし、工事別平均点に示したとおり、工種別に評価を確認すると、建築工事においては高評価の工事が増加しており、昨年度より、平均点で3.6点も上昇しているが、土木工事では昨年度より平均点が減少しており、軽微ではあるものの物損事故の発生や技術者の工程管理不足や安全管理を怠ったことが要因と考えられる。

また、平成30年度から狛江市工事成績評価結果の活用基準(平成30年3月30日市長決裁)を施行し、工事成績評価を契約事務等に活用しており、令和5年度完了工事のうち、令和6年度において優先指名(75点以上)できる業者は8者、そのうち、狛江市ホームページに公開予定(80点以上)の業者は1者となった。優先指名業者の内訳として、建築工事が6者、土木工事が2者となっており、特に学校関係の工事において、夏休み等、短期間の工期の中で積極的な創意工夫や技術提案を行い工事を効率的に進め、完了させた結果と考えられる。今後も、監督員も含めて意見交換を密に行い、周辺状況に素早く対応できるよう適切な工事管理を目指していただきたい。

また、工事書類においては、施工体制台帳や産業廃棄物処理に関するリサイクル計画等、工事進捗に伴う受注者提出書類の指摘事項は、令和4年度同様減少しており、令和5年度も改善計画書提出義務のある契約履行の不良と判断される65点未満の業者はなく、受注者の施工管理に対する理解が進んできた結果と考えられる。